

岩手県告示第651号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定に基づき、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成21年8月7日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 解除に係る保安林の所在場所 陸前高田市広田町字久保7の8、8の5
- 2 保安林として指定された目的 魚つき
- 3 解除の理由 海岸保全施設用地とするため